別添資料１

■　高校等におけるキットの利用フロー図（イメージ）

（１）手引きの受領及び希望の有無等の確認

・厚生労働省及び文部科学省で作成した手引きを学校の設置者経由で高校等が受領。その際、キットの利用希望の有無及び体制上の実施可否等を確認し、同封の調査票に回答。

☑　キットの活用希望がある
☑　キットの利用が可能な体制（学校医や医療機関との連携の下、教職員等が検査に立ち会う体制が確立されている）がある

（２）キットの受領及び保管・利用に向けた準備

・各学校において、学校医や地域の医療機関と連携し、検査実施のための体制・環境を整備。
・キットを保健室等に備え付ける場合は、適切な保管・管理を行い、必要が生じた際に迅速に対応できるよう校内、医療機関及び管轄の保健所との対応フローを整理。
・生徒等及び保護者に検査の趣旨や方法等を説明し、希望する生徒の保護者からあらかじめ同意を得る。

☑　検査を実施できる体制・環境（学校医や医療機関との連携の下、教職員等が検査に立ち会う体制が確立されている）が整備されている
☑　学内外の対応フローが整理されている

（３）キットを利用した検査の実施

・体調不良者が検査の希望を申し出るなどした場合、学校長の判断で実施を決定し、手引きに沿って検査を実施。
（※　検査には医療従事者の立ち会いが推奨されているが、学校医や医療機関との連携の下、教職員等が検査に立ち会う体制が確立されていれば、検査を実施可能。

（４）検査実施後の対応

陽性

（４a）検査結果が陽性の者への対応
・学校医や医療機関等に速やかに連絡をとり、確定診断を行える医療機関に被検者を紹介。
・確定診断の結果、患者と診断された場合は、当該医療機関から保健所に届出。
・学校から保護者に対し、結果を連絡。

陰性

（４b）検査結果が陰性だった者への対応
・偽陰性の可能性もあることから、医療機関の受診を促す。
・症状が快癒するまで自宅待機とするなど、偽陰性だった場合を考慮した感染拡大の防止措置を講じる。
・学校から保護者に対し、結果を連絡。